

# 許 可 申 請 書

(文書番号)

令和 年 月 日

中部地方整備局長 殿

申請者 住 所 岐阜市忠節町5-1

ふりがな こくど いちろう

氏 名 国土 一朗

【押印不要】

別紙のとおり

河川法第24条 の許可を申請します。

河川法第26条第1項

河川法第55条第1項

連絡先 電話番号 00-0000-0000

担当者 ○○課△△係 □□

[記載要領]

1. 申請年月日

- (1) 申請書を提出する日を記載する。
- (2) 申請者が公共団体又は法人等であって文書番号による整理がなされているときは、文書番号を併記する。

2. 申請者

住所：公共団体又は法人等についても「字〇〇番地」まで記載する。

氏名：(1) 公共団体又は法人等である場合は、その公共団体又は法人の名称及び代表者氏名を記載する。

- (2) 共同申請の場合は、共同申請人の氏名をすべて列記するのが原則であるが、「〇〇〇〇外〇〇名」「代表者〇〇〇〇」と記載してもよい。この場合には、すべての共同申請者の住所及び氏名を記載した書面を添付するとともに委任状も添付する。

3. 連絡先

申請担当者名（申請者と異なる場合のみ）及び電話番号を記載する。

4. その他

- (1) 規則第39条（許可の同時申請）の規定により許可の申請を同時に行うときには、「第〇条」の箇所に根拠条文をすべて記載する。
- (2) 法第95条の規定による国の特例の場合についても様式甲を準用する。この場合「許可申請書」を「協議書」とし、協議文は「別紙のとおり河川法第〇条の許可について同法第95条の規定により協議する。」と記載する。

(土地の占有)

1 河川の名称

一級河川 木曾川水系 ○○川

2 占有の目的及び態様

○○運動場の新設

3 占有の場所

○○県○○郡○○町○番地先

4 占有面積

○○○. ○ m<sup>2</sup>

5 占有の期間

許可の日から令和 年 月 日まで

[記載要領]

1. 河川の名称

水系名、河川名を記載する。

2. 占用の目的及び態様

運動場、公園等と使用する目的を記載し、更にその使用方法の概要を記載する。

○○の△△

↑ ↑ 新設、変更、存置…など

(例) 公園広場の新設、又は○○の変更、存置…など

3. 場所

住所を記載し、堤唐無番地については「字○○番地先」と記載する。

なお、占用が左右岸にまたがる場合は、左岸右岸に分けて記載する。

4. 占用面積

(1) 単位については平方メートルとし、小数第2位を四捨五入して小数第1位にとどめる。

(2) 占用区域が2県にまたがる場合は、内訳として○○県○○m<sup>2</sup>、○○県○○m<sup>2</sup>と記載する。

5. 占用の期間

当該占用の目的、態様を考慮して、必要最小限度の期間を記載する。

(担当出張所窓口にて確認すること)

\* 変更許可申請の場合

今回変更しない事項および変更後については黒字で記載し、変更前に関する事項(前許可書内容)については、赤字にて併記する。

[添付図書] (施行規則第12条)

1. 事業計画の概要書(任意様式)

(主な内容)

- ・本事業の計画概要及び確実性
- ・土地を占有する場合は、占有しなければならない事情
- ・本申請により付近の住民及び他の事業に影響を及ぼす恐れがある場合はその内容及び対策
- ・本申請箇所において当方より別段の説明があった場合、その内容及びそれに対する考え
- ・その他申請の際に必要とおもわれる内容

2. 位置図

縮尺は1/2500～1/50000程度とし、申請箇所を○印で表示し「申請箇所」と赤書きする。

3. 実測平面図

(1) 縮尺は1/250～1/1000程度とする。

(2) 申請に係る行為によって、当該河川に影響があると判断される区域まで実測したものとする。

(3) 申請に係る占有区域の平面的な外形、河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。

＊河川区域→赤、河川保全区域→青、官民境界線(河川区域と異なる場合)→緑

(4) 横断面図と照合できるように横断面図の測点を記載する。

4. 面積計算書及び丈量図

(1) 縮尺は原則として実測平面図と同程度とする。

(2) 面積計算はm<sup>2</sup>を単位とし、小数第2位まで計算する。

5. 他行政庁の許認可書の写し

申請に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可・認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みがあることを示す書面を添付する。

6. 横断面図及び縦断面図

(1) 縮尺は1/100～1/200程度とする。

(2) 占有区域を明示し、河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示すること。

7. 土地の権原に関する図書

(1) 地方法務局が保存する土地図面(いわゆる公図)の写しに申請に係る場所を示し着色する。

(2) 河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。

＊河川区域→赤、河川保全区域→青、官民境界線(河川区域と異なる場合)→緑

8. 申請に係る現場の現況写真

申請箇所と河川区域(堤防法面等)を入れて撮影したもの

(できれば河川区域を明示してください)

9. 前回許可書の写し

変更・更新(継続)許可申請の場合に添付する。

紛失等により添付できない場合は、その旨事業計画の概要書に記載すること。

＊変更許可申請の場合

添付図書は、変更に関する事項がわかる図書のみを添付すれば足りるが変更の趣旨及び理由を記載した書面ならびにこの許可に係る前許可書の写を申請書に添付しなければならない。

(工作物の新築、改築、除却)

1 河川の名称

一級河川 木曾川水系 ○○川

2 目的

○○橋新設のため

3 場所

右岸：○○県○○市○○町○○番地先

左岸：○○県○○市○○町○○番地先

4 工作物の名称又は種類

○○橋

5 工作物の構造又は能力

橋長 ○○○. ○m

幅員 ○○. ○m (標準部) ~○○. ○m (拡幅部)

橋格 B活荷重

上部構造形式

下部構造形式 A1, A2 : ○○式橋台 (○○基礎)

P○~P○ : ○式橋脚 (○○基礎)

護岸工 左岸高水敷護岸 延長○○○m

右岸高水敷護岸 延長○○○m

その他申請書添付図書のとおり

6 工事の実施方法

下部工 :

上部工 : 仮設足場や施工方法等を記載

護岸工 :

その他申請書添付図書のとおり

7 工期 許可の日から令和 年 月 日まで

[記載要領]

1. 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載する。
  2. 河川の名称  
水系名、河川名を記載する。
  3. 目的  
「○○橋(県道)改築のため」等のように記載する。
  4. 場所
    - (1) 住所を記載し、堤唐無番地については「字○○番地先」と記載する。  
なお、区域が左右岸にまたがる場合は、左岸右岸に分けて記載する。
    - (2) 当該工作物の敷地が数個の「地番」にわたる場合は、原則としてそのすべてを記載する。広域にわたる場合は「○番地～△番地」のように記載する。
    - (3) 河川保全区域内に工作物が及ぶものについては、河川区域内と河川保全区域内とに分けて記載する。
  5. 工作物の名称又は種類  
主要な工作物の名称又は種類(数量)を記載する。
  6. 工作物の構造又は能力  
主要な工作物の寸法及び材質等を記載する。
  7. 工事の実施方法  
工事の実施にあたっての治水上の措置、仮排水路及び工事にあたっての仮設物の措置並びに施行の順序等について、工事工程表に照応するよう具体的に記載する。  
特に河川内に設ける橋、樋門等重要構造物の設置は出水期を避けるよう考慮した計画とする。
  8. 工期  
特別の事情のない限り工期の変更を申請することのないように工事工程表を的確に作成し、これにより工期を決定して記載する。  
なお、工期には、発注準備・工事請負日数及び許可の完成検査日数等を含む日数を記載する。
- \* 変更許可申請の場合  
今回変更しない事項および変更後については黒字で記載し、変更前に関する事項(前許可書内容)については、赤字にて併記する。

※本条以外の河川法申請も同時に行う場合、添付図書はそれぞれ添付する必要はない。

[添付図書]

1. 事業計画の概要書(任意様式)

(主な内容)

- ・ 本事業の計画概要及び確実性
- ・ 土地を占有する場合は、占有しなければならない事情
- ・ 本申請により付近の住民及び他の事業に影響を及ぼす恐れがある場合はその内容及び対策
- ・ 本申請箇所において当方より別段の説明があった場合、その内容及びそれに対する考え
- ・ その他申請の際に必要なとおもわれる内容

2. 位置図

縮尺は1/2500～1/50000程度とし、申請箇所を○印で表示し「申請箇所」と赤書きする。

3. 工作物の新築等に係る土地の実測平面図 (配置図)

- (1) 縮尺は1/250～1/1000程度とする。
- (2) 申請に係る行為によって、当該河川に影響があると判断される区域まで実測したものとする。
- (3) 申請に係る区域の平面的な外形、河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。  
\* 河川区域→赤、河川保全区域→青、官民境界線(河川区域と異なる場合)→緑
- (4) 横断面図と照合できるように横断面図の測点を記載する。

4. 工作物の設計図

(構造図)

- (1) 縮尺は1/100程度とする。
- (2) 必要に応じ、平面図、立面図(正面・側面)、基礎伏図、基礎詳細図を添付する。  
\* 盛土を行う場合は、盛土求積図(土量計算式又は表)及び断面図を添付。
- (3) 各図面には河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。
- (4) 正面図又は側面図は、申請工作物と現況(計画)河床又は河川管理施設との関係が明らかになるように作成し、計画高水位を明示する。
- (5) 堤体を横過して設置する工作物の側面図には流下勾配、敷高及び計画高水位を明示する。
- (6) 申請工作物設置のため仮締切を必要とするものは、その工法並びに計画高水位及び掘さく堤防との関係を明らかにした詳細図を添付する。

(横断面図)

- (1) 縮尺は1/100～1/200程度とする。
- (2) 図面は上流より下流に向けて作成する。
- (3) 河川区域、河川保全区域、官民境界線を明示する。
- (4) 河川区域から申請物件までの最短距離を明示する。(河川保全区域)
- (5) 建物や土留の基礎、浄化槽等の地下埋設物を図示し、掘削深を記載する。
- (6) 土地の形状変更の場合は、現況横断面及び計画地盤高を記載する。
- (7) 計画断面、DLライン、2Hライン、HWLを明示する。  
\* 堤防への影響を判断できる図面としてください。
- (8) 横断の位置は堤防に一番近い工作物の位置とし堤防ラインに対して直角に切ること。

5. 工事の実施方法を記載した図書

- (1) 工事の実施上の問題点とその対策を記載した図書を添付する。
- (2) 工程表を添付する。



6. 土地の権原に関する図書

- (1) 地方法務局が保存する土地図面(いわゆる公図)の写しに申請に係る場所を示し着色する。
- (2) 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地について新築等を行う場合にあっては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面を添付する。

(土地登記簿謄本、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、同意書等)

※土地登記簿謄本は3ヶ月以内のもので最新情報が記載されているもの

- (3) 河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。

\*河川区域→赤、河川保全区域→青、官民境界線(河川区域と異なる場合)→緑

7. 他行政庁の許認可書の写し

申請に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みがあることを示す書面を添付する。

〈例〉①建物の新築等の場合…建築確認通知書、申請の受理を明らかにした書類

②水路に放流する場合…水路管理者の排水放流許可書、区長等の排水同意書

③道路施設を改造する場合…道路管理者の承認書、許可書

8. 写真

申請箇所と河川区域(堤防法面等)を入れて撮影したもの

(できれば河川区域を明示してください)

9. チェックリスト

河川法第26条の申請については、必要に応じ「河川工作物設置の審査手引き」のチェックリスト添付すること。

10. その他参考となるべき事項を記載した図書

- (1) 出水時に撤去を要するものがある場合は、撤去計画書を添付する。
- (2) 必要に応じ周辺住民の同意書などを添付する。

\*変更許可申請の場合

添付図書は、変更に関する事項がわかる図書のみを添付すれば足りるが変更の趣旨及び理由を記載した書面ならびにこの許可に係る前許可書の写を申請書に添付しなければならない。